

農薬取締法の施行状況について

1. 背景

平成30年、①再評価制度の導入、②農薬の安全性に関する審査の充実等を大きな柱として農薬取締法が改正された。

今般、農薬取締法の施行状況について、非改正事項も含め整理した。

（参考）改正農薬取締法（平成30年6月15日法律第53号）附則

（検討）

第15条 政府は、この法律の施行後5年を目途として、この法律の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2. 施行状況

これまで取り組んだ事項、課題及び今後の対応方向（案）については、別紙のとおり。

事項	施行状況	課題・今後の対応方向
GLP適合試験を法に位置づけ（3条2項、4条）	○登録申請時に提出される試験成績の信頼性を確保するため、従前、GLP（Good Laboratory Practice）への適合を運用で求めてきたところ。 ○法改正により、試験成績が満たすべき基準（GLP基準）を法に位置付け、GLP基準に従って行われる試験（GLP適合試験）を申請者が提出することを義務化する仕組みを導入。 ○具体的には、施行規則第2条、特定試験成績及びその信頼性の確保のための基準に関する省令において、人に対する影響に関する試験成績、生活環境動植物及び家畜に対する影響に関する試験成績等を、GLP基準への適合を求める試験として要件化。 【参考】GLP基準適合確認について 定期的に試験施設を調査することにより、GLP基準に適合していることの確認を行っている。 法改正第一弾施行後（平成30年12月1日以降）、これまでに国内施設（47施設）について127件の適合確認調査を実施。 海外施設については、OECD加盟国等の試験施設で作成されたデータの相互受入れを実施。	・引き続き、試験施設のGLP基準適合確認を行うとともに、登録審査を適切に実施。
農薬の安全性に関する審査の充実（3条2項11号、4条1項5号・8号） ①農薬使用者に対する影響評価の充実	○従前、農薬使用者に対する安全性については、農薬の毒性の程度に応じて、使用上の注意事項として防護装備（防護メガネや農薬用マスクの着用）等をラベルに表示してきたところ。 ○農薬使用者の安全性をより一層向上させるため、法改正により、農薬使用時に着用すべき防護装備等を被害防止方法として、登録事項と登録の基準に位置付け、防護装備が適切かどうかについても審査する仕組みを導入。 ○具体的には、農薬使用者に対する影響の評価方法については、これまでの毒性の程度（ハザード）に加え、使用方法に従って使用した場合にどの程度体内に吸収されるかという暴露量も考慮し、仮に防除の期間毎日継続して農薬を使用しても健康に悪影響が出ないかという観点から評価を実施（リスク評価）。 ○これまで、毒性指標の考え方や農薬使用者の暴露量の計算方法等について整理（第19回農業資材審議会農薬分科会（平成31年3月18日））し、農薬使用者への影響評価ガイダンスを公表（令和元年6月）。 ○さらに、常温煙霧、樹幹注入、種子処理等の様々な散布方法にきめ細やかに対応するため、評価方法の充実を進めてきたところ（第34回（令和5年1月30日）、第40回（令和6年2月22日）農業資材審議会農薬分科会）。	・最新の科学的知見を収集し、散布技術の発展や防除現場の実態等も踏まえながら、評価方法について不断の見直しを実施。 ・農薬散布時における周辺住民への被害防止に当たっては都道府県等とも連携して指導を行っているところ、引き続き指導を行っていくとともに、周辺住民への影響に関する科学的知見を収集し、効果的な指導のあり方について検討。

事項	施行状況	課題・今後の対応方向
農薬の安全性に関する審査の充実（3条2項11号、4条1項5号・8号） ②蜜蜂への影響評価の充実	○従前、農薬の蜜蜂への影響については、蜜蜂の成虫が直接農薬を浴びたり、農薬を浴びた花の蜜等を食べたりした場合の毒性の強さを評価し、ラベルに蜜蜂の巣箱やその周辺にかからないようにする等の注意事項を付してきたところ。 ○蜜蜂への被害防止のための対策をより効果的なものとすべく、法改正により、農薬使用時における蜜蜂への被害防止方法を、登録事項と登録の基準に位置付け、被害防止方法が適切かどうかについても審査する仕組みを導入。 ○具体的には、使用方法に従って農薬を使用した際に、蜜蜂が直接農薬を浴びる量や農薬が残留した花蜜等を摂取する量も考慮して評価を実施（リスク評価）。また、農薬を浴びた花粉・花蜜の巣への持ち帰りによる巣内の蜜蜂（幼虫等）への影響も評価することにより評価を充実。 ○これまで、毒性指標の考え方や蜜蜂の暴露量の計算方法等について整理（第19回農業資材審議会農薬分科会（平成31年3月18日））し、農薬のミツバチへの影響評価ガイダンスを公表（令和元年6月）。	・最新の科学的知見を収集し、評価方法について不断の見直しを実施。
農薬の安全性に関する審査の充実（3条2項11号、4条1項5号・8号） ③水産動植物以外の動植物（生活環境動植物）への影響評価の充実	○従前、農薬の環境への影響については、水産動植物（魚類等）を評価対象としてきたところ。 ○水産動植物以外の動植物への農薬の影響を考慮し、農薬の生態系への影響評価を充実させるため、法改正により、評価対象を生活環境動植物に拡大。 ○具体的には、評価対象に、水域の生活環境動植物として水草や、陸域の生活環境動植物として鳥類や野生ハナバチ類を追加。 ○これまで、農薬登録基準値の設定方法等のリスク評価手法について整理し、生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準の設定について（第一次答申）（中央環境審議会（平成31年2月7日））、生活環境動植物に係る農薬登録基準の設定について（第二次答申）（中央環境審議会（令和2年6月26日））としてとりまとめ。	・生活環境動植物に対する「長期的な農薬ばく露に関する評価」の導入を検討中。 ・最新の科学的知見を収集し、評価方法について不断の見直しを実施。

事項	施行状況	課題・今後の対応方向
農薬の安全性に関する審査の充実（３条２項11号、４条1項５号・８号） ④農薬原体中の成分の種類及び含有濃度に関する評価の導入	○従前、農薬原体の品質が変わらないようにするため、製造方法で管理し、その変更を認めないこととしていたところ。 ○法改正により、農薬原体の規格を農薬登録事項に追加することにより、その適切性を審査する仕組みを導入。 ○具体的には、農薬原体に含まれる有効成分とその製造の際に生ずる不純物を評価し、その含有濃度を規格として定め、農薬の品質を管理。こうした原体規格を導入することにより、農薬原体の規格に合致していれば製造方法の変更が可能となり、品質を確保しつつ、コストがより安い製造方法への変更が容易となる仕組みを導入。 ○これまで、44有効成分について原体規格を設定。	・引き続き適切に審査し、農薬原体の規格を設定。
農薬の安全性に関する審査の充実（３条２項11号、４条１項５号・８号） ⑤申請書記載事項、登録票記載事項の充実（３条２項及び３条９項）	○法改正により新たに導入した農薬使用者や農薬の蜜蜂への影響評価、農薬原体の規格の評価を踏まえ、農薬使用に際して講ずべき被害防止方法、農薬原体の規格等についても、申請書及び登録票への記載事項に追加。	（特になし）
ジェネリック農薬の登録推進（３条３項）	○良質かつ低廉な農薬を生産現場に供給するため、農薬原体に関する一部試験の提出を免除する仕組みを法的に位置づけ、ジェネリック農薬を登録・普及しやすい環境を整備。 ○具体的には、既に登録を受けている農薬の農薬原体の成分及び毒性の強さ（農薬原体の規格）が同等である場合に、先発農薬の試験成績（毒性試験の一部等）を利用して審査することにより、登録申請を簡素化。 ○法改正以降これまでに、３成分９製剤を登録。 ※ジェネリック（後発）農薬とは、先発メーカーの持つ農薬の有効成分の特許の有効期間が過ぎた後に、別のメーカーが製造する、当該有効成分を含む農薬のこと。	・今後、再評価により、順次、農薬原体の規格が設定されることに伴い、ジェネリック農薬の登録数も増加することが見込まれる。

事項	施行状況	課題・今後の対応方向
優先審査の導入（３条６項、７条４項）	○従前より、防除現場でのニーズに迅速に対応するため、適切かつ円滑に登録審査を進めてきたところ。 ○法改正により、防除現場でのニーズが高く安全な農薬を迅速に農業使用者に提供するため、優先的に審査を行う仕組みを設けたところ。 ○具体的には、同じ作用を持つ既登録農薬と比較して、安全性が十分に高い場合や、有効な防除手段がなく都道府県からの防除ニーズが高い場合などの要件を決定し、農薬登録に係る優先審査の考え方として公表（平成30年10月）。 ○この仕組みに基づき、これまでに226件の優先審査を実施。	・引き続き、優先審査の仕組みに基づき、適切かつ迅速に審査を実施するとともに、優先審査の要件について、病害虫防除の実態や現場ニーズを踏まえ、適時に見直しを実施。
再評価の導入（８条） ①最新の科学的知見に基づく審査	○従前、農薬登録において申請者から提出される試験成績等に基づき審査を実施してきたところ。 ○農薬のより一層の安全性向上のため、最新の科学的知見に基づく審査を行うこととし、法改正により、以下（１）及び（２）を措置。 （１）最新の科学的知見に基づく試験要求 ○登録申請時に最新のOECDテストガイドラインに準拠した試験成績を提出するよう明文化するとともに、農薬原体の規格、農薬使用者安全評価、蜜蜂影響評価、陸生生物影響評価など新たに導入した評価のための試験成績も要求（平成31年３月29日付第6278号消費・安全局長通知）。 ○また、薬効・薬害試験の試験例数の見直し、農薬の物理的・化学的性状の試験方法の改正なども含めて、国内外の科学的知見に基づき要求事項について不断の見直しを行ってきたところ。 （２）公表文献の収集・活用 ○試験結果だけでなく、公表文献から得られる知見も審査に活用することとし、その収集、選択等に係る方法を「公表文献の収集、選択等のためのガイドライン」として、農業資材審議会農薬分科会での議論を踏まえ策定（令和３年７月公表。収集、選択等の実例を踏まえ令和５年10月改正）。現在、新規登録及び再評価の申請において公表文献の提出を求めている。 ○また、より広範な文献を評価に供するため、リスク評価機関に諮問等を行う前に公表文献に関する情報を募集する「公表文献の事前の情報募集」の仕組みを開始（令和５年11月）。	・最新の科学的知見に基づく審査を行うため、引き続き、農薬登録制度の国際調和を進め、必要に応じて試験成績の要求、評価方法の見直し等を検討。 （例：複数の農薬の複合暴露評価、周辺住民への影響評価、RNA農薬等の新形態の農薬に対する評価等） ・収集、選択等の実例の積み重ねや再評価の進捗を踏まえ、必要に応じ、その収集、選択等について所要の見直しを実施。

事項	施行状況	課題・今後の対応方向
再評価の導入（８条） ②15年置きに再評価を実施（施行規則13条） ③再評価結果に基づく変更の登録及び登録の取消し（９条）	○法改正により、農薬の安全性をより一層向上させるため、我が国で現に登録を受けている全ての農薬について、15年ごとに再評価を実施する仕組みを導入。 ○国民の健康や環境に対する影響の大きさを考慮し、国内での使用量が多い農薬等から優先的に再評価を実施しているところ。これまでに166成分を対象に資料提出時期を公示。 【参考】農薬の再評価の優先度の規準（第17回農業資材審議会農薬分科会決定） 分類規準として、優先度A（わが国で多く使われているもの）、優先度B（使用量は少ないが一日摂取許容量等が低いもの）等を設定。 ○これまでに38成分の農薬について農業資材審議会に再評価に係る諮問を行い、審査を実施しているところ（令和6年11月時点）。再評価が終了した農薬はまだなく、再評価結果に基づく変更の登録及び取消しを行った事例はない。	・引き続き、順次、再評価を実施。 ・再評価を円滑に進めることができるよう、審査等のノウハウを蓄積するとともに、関係省庁と連携して体制の整備と人材育成を進める。また、手続についても効率化に向けて所要の見直しを実施。
情報の公表（14条） ①農薬の安全性その他の品質に関する試験成績の概要、農薬原体の成分、その他農薬に関する情報の公表	○農薬がどのような審査を経て登録されたのか、どのような成分が含まれているのか等、農薬の安全性に関する情報に国民がアクセスできる環境を整えることが重要であり、法改正により、登録を受けた農薬に関する科学的な情報を広く公表するよう努めることとされた。 ○新規登録、再評価等の際、農業資材審議会農薬分科会及び各部会での審議における科学的な情報について、審査報告書、部会資料を作成するとともに、議事録も作成し、これまでに28成分について農林水産省ホームページに公表。 ○農薬原体の成分については、農業資材審議会農薬分科会や同分科会農薬原体部会の資料において、有効成分及び考慮すべき毒性を有する不純物の一般名、含有濃度等を公表。	・農薬に関する科学的な情報をより広く公表する観点から、改正の趣旨を踏まえ、さらに公表すべき情報があるかどうか検討。
情報の公表（14条） ②製造者による登録の変更、失効等の情報の周知	○従前、登録の変更等が行われる場合には、製造者等は、事前に、都道府県等を介し、生産現場に変更内容の周知を行ってきたところ。 ○法改正により、製造者等は、使用方法の変更等があったときは、販売者及び農薬使用者に対してその旨を周知するよう努めることとされた。 ○製造者等は、パンフレットや各社のホームページなども活用し、農薬使用者や指導者向けに事前の周知等を実施しているところ。	・国としても、引き続き、製造者等による事前の周知を促すとともに、今後、再評価結果に基づき登録事項が変更されることも想定されることから、より実効性のある周知・指導を行うため、都道府県、関係団体等とも連携して周知の在り方を検討。

事項	施行状況	課題・今後の対応方向
農薬の安全性に関する科学的知見の収集、整理及び分析（15条、施行規則18条）	○最新の科学的知見に基づく登録審査、再評価等を円滑に実施するため、国が科学的知見の収集、整理及び分析について努める旨を法に規定。 ○海外における農薬の規制に関する動き（制度の変更、評価方法の見直し等）、海外における個別農薬の規制措置（使用禁止・制限等）、その他登録審査に影響を与え得る新たな科学的知見等を国が継続的に収集等することに加え、製造者等からも、これら安全性情報・海外での失効情報等の提出を求めているところ（施行規則18条）。 ○これらの知見については、再評価を待たずに対応すべきものがないかの検討や、新規登録申請や再評価における審査に活用しているところ。	・より透明性を高めるため、国が収集等した情報について、専門家の意見を聴取し、公表する仕組みを検討。
農薬の表示（16条） 表示要領の改正	○従前より、農薬の種類、名称、適用病虫害の範囲及び使用方法、使用上の注意事項等をラベルに表示してきたところ。 ○また、「農薬を販売する際の表示要領」（平成15年6月25日付け15生産第2306号生産局長通知）に基づき、ラベルの文字サイズを原則8ポイント以上とする等、適正で分かりやすい表示の指導を行ってきたところ。 ○法改正により、被害防止方法等が新たに登録事項に追加され、表示事項が増えたことに伴い、従前は票箋までしか認めていなかったところを文書の添付も認めるよう施行規則を改正。また、農薬使用者に対し、登録事項をよりわかりやすく的確に提供するため、ラベルの文字サイズを原則10ポイント以上に拡大、ピクトグラムや二次元コードの表示の推奨等を内容とする表示要領の見直しを実施（令和5年3月）。	・今後、ラベルの記載がより複雑化するなど新たな課題が生じれば、必要に応じ、表示要領を見直し。 ・また、外国人労働者を含め、農業従事者は多様化しており、使用者にとってわかりやすい表示のあり方について、製造者、販売者、使用者等の関係者と意見交換。
販売者の届出（17条1項）	○従前より、農薬販売者は、農薬の販売開始日までに販売所ごとに都道府県知事に対する届出が義務付けられていたところ。 ○近年、インターネットの普及により農薬の販売方法が多様化しており、販売所を構えずオンラインでの販売のみ行う者が想定されるため、販売者の事務所その他これに準ずる場所を「販売所の所在地」として届出することができるよう、施行規則を改正し様式を変更。 ○フリーマーケットサイトにおいては、個人が農薬を販売することも考えられ、販売届の義務等を認知していない可能性があることから、フリーマーケット各社に対し、自社サイトにおいて利用者に注意喚起を促すとともに、違法性が認められる出品情報の削除協力を要請（令和5年5月以降、随時）。	・引き続き、販売者の届出について周知徹底するとともに、違反に係る情報を発見し次第、速やかに指導。

事項	施行状況	課題・今後の対応方向
農薬の使用に関する理解 (27条)	○従前、農薬の適正使用を進めるため、農薬使用者は、普及指導員等から指導を受けるよう努める旨、規定されていたところ。 ○法改正により、農薬の適正使用のためには、従前の取組だけでなく、農薬使用者が自ら農薬に関する知識と理解を深めるべき旨を規定。 ○このことを支援するために、毎年、農薬危害防止運動において、関係府省、都道府県及び関係団体が連携し、農薬使用者に対し、農薬及びその取扱いに関する正しい知識の普及啓発等を実施。これに加え、農薬使用者向けに、農薬の適正使用に係るリーフレットを作成し、農林水産省ホームページで公表（令和2年5月）。 ○さらに、消費者、農薬使用者をはじめとする国民が農薬に関する情報にアクセスし理解を促進する環境を整備するため、農薬に関するQ&Aを作成し農林水産省ホームページにおいて公表した他、食品安全セミナー「農薬の再評価」（令和3年10月。内閣府、厚生労働省、農林水産省、環境省、消費者庁）等を実施。	・農薬危害防止運動等において、引き続き、都道府県等と連携し、農薬使用者に対して農薬の適正使用に関する研修等を実施。 ・農薬に関する理解深化に資するよう、消費者、農薬使用者をはじめとする国民が農薬に関する情報にアクセスできる環境の整備を引き続き推進。
農業資材審議会への意見聴取（39条） 農薬の新規登録、変更登録、再評価	○従前、個別の農薬の登録の際、厚生労働省、内閣府及び環境省においてそれぞれ審議会等の意見を聴いていたが、農業資材審議会の意見を聴くこととなっていなかったところ。 ○農薬の使用時に講ずべき被害防止方法や農薬原体の規格を登録事項に追加したことに伴い、より専門的な登録審査が必要となるため、農業資材審議会への諮問事項として、新たに農薬の登録、農薬の変更登録、再評価等を実施しようとする時が追加された。 ○具体的には、農業資材審議会農薬分科会のもと、専門部会を設け、審議体制を整備。 ・平成30年9月、農薬原体部会を設置。 ・また、令和元年11月に農薬使用者安全評価部会、農薬蜜蜂影響評価部会を設置。 ・さらに、令和4年6月に生物農薬評価部会を設置。 ○令和6年11月までに新規登録、再評価等について農業資材審議会に87件諮問し、34件答申いただいたところ。	・今後、再評価が進むことにより、農薬分科会や各評価部会で審議する農薬数や審議に係る専門分野が増加することが想定。必要に応じて専門家を招致し意見聴取するとともに、評価を円滑に進めることができるよう、関係府省と連携し、体制の整備を進める。
国際的動向への配慮（41条）	（法8条「最新の科学的知見」を参照）	（法8条「最新の科学的知見」を参照）

事項	施行状況	課題・今後の対応方向
その他（改正事項ではない取組）		
○製造者に向けた取組 ・GLP適合性確認の枠組み	○従前より、消費・安全局長の指示に基づき、独立行政法人農林水産消費安全技術センター（FAMIC）において試験施設に対し、GLP適合性を調査してきたところ、その取組を施行規則で明確化。 ○法改正第一弾施行後（平成30年12月1日以降）、これまでに国内施設（47施設）について127件の適合確認調査を実施。	・諸外国や他法令の事例も参考に、GLP調査に係る費用負担の在り方について検討する必要。
○製造者に向けた取組 ・補助成分規制の導入	○農薬の補助成分については、従前、製剤を用いた急性毒性試験を要求し、その結果に基づき必要があれば、注意事項を設定するよう指導してきたところ。 ○農薬の安全性をより一層向上させるため、切り替えるべき補助成分のリスト等を定めた「補助成分の取扱いについて」を取りまとめ（第33回農業資材審議会農薬分科会（令和4年12月23日））とともに、「農薬取締法第四条第一項第十一号の農林水産省令・環境省令で定める場合を定める省令」において登録拒否基準として規定し、令和5年10月から施行。 ○化審法における第二種特定化学物質への指定が検討されていたNPE（α-（ノニルフェニル）-ω-ヒドロキシポリ（オキシエチレン）（別名ポリ（オキシエチレン）=ノニルフェニルエーテル））について、農薬の補助成分として使用している場合に別の成分に切り替えるよう指導（令和5年1月25日付け農林水産省消費・安全局農産安全管理課長及び環境省水・大気環境局水環境課長連名通知）。 ※化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）（昭和48年法律第117号）：人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息・生育に支障を及ぼすおそれがある化学物質による環境の汚染を防止することを目的とする法律	・「補助成分の取扱いについて」において、「概ね5年後、新しく得られる科学的知見を踏まえ、本規制の考え方を見直すこととする。」としており、施行状況を踏まえつつ、今後、見直し予定。

事項	施行状況	課題・今後の対応方向
○製造者に向けた取組 ・生物農薬（生物防除資材）の評価体制の充実	○農薬の生態系への影響評価を充実させるため、評価対象を生活環境動植物に拡大したことを踏まえ、環境省とも連携して、生活環境動植物への影響及び人に対する安全性評価を中心に議論し、天敵農薬の評価に必要な資料及び天敵農薬の評価の考え方を整理（第31回農業資材審議会農薬分科会（令和4年6月22日）、第84回中央環境審議会水環境・土壌農薬部会農薬小委員会（令和4年6月24日））し、天敵農薬の審査ガイダンスを公表（令和6年4月）。また、微生物農薬の評価に必要な資料及び微生物農薬の評価の考え方を整理（第39回農業資材審議会農薬分科会（令和5年12月22日）、第90回中央環境審議会水環境・土壌農薬部会農薬小委員会（令和5年12月11日））し、微生物農薬の審査ガイダンスを公表（令和6年4月）。 ○特に天敵を審議する際には、環境省中央環境審議会との共同開催とすることにより、円滑な審議体制を確保。	・OECD等の国際的な議論の状況を注視しつつ、評価方法について不断の見直しを実施。
○販売者に向けた取組 ・販売禁止対象農薬の追加	○残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約における規制状況やダイオキシン類等の有害混在物が混在していた農薬の流通を防止するために、農薬の販売の禁止を定める省令（平成15年農林水産省令第11号）に対象農薬を追加してきたところ。 ○これまで28成分について、これらを含む農薬を販売禁止の対象としてきたところ。直近では、令和6年12月にメトキシクロルを追加予定。 ※ストックホルム条約：人や生物への毒性が高く、環境中での残留性、生物濃縮性等が懸念される化学物質を特定し、同条約の附属書に規定して、その製造・使用の禁止等を行うことを規定。	・引き続き、ストックホルム条約等における議論を注視しつつ、適切に対応。

事項	施行状況	課題・今後の対応方向
○農薬使用者に向けた取組 ・農薬の適正使用 ①事故被害発生状況の調査 (農薬使用者等)	○農薬の適正な使用に関して、よりの確に指導を行うために、厚生労働省と連携して、毎年農薬の使用に伴う事故及び被害の発生状況について調査を実施してきたところ。 ○事故及び被害の発生状況について、それぞれの事案について状況を整理することで防止策を検討し、類似事案の発生を防ぐため、再発防止の指導を実施。 【参考】平成30年度以降の調査結果の概要 ・人への事故被害平成30年度25件、令和元年度11件、令和2年度22件、令和3年度19件、令和4年度18件。主たる事故原因は例年、誤飲誤食、作業管理の不良、防護装備の不十分の3点となっている。 ・農作物、家畜（蜜蜂を除く）及び生活環境動植物等に対する被害は平成30年度12件、令和元年度15件、令和2年度21件、令和3年度13件、令和4年度が17件。被害対象は主に農作物及び魚類となっている。農作物への被害の要因はドリフト並びに土壌くん蒸剤使用時の無被覆及び被覆不十分。	・引き続き適正使用に係る指導を実施。
・農薬の適正使用 ②事故被害発生状況の調査（蜜蜂）	○花粉媒介昆虫として重要視されている蜜蜂について、農薬が原因と疑われる蜜蜂被害の全国調査を実施（平成25年から平成27年の3年間）。 ○調査の結果、農薬による蜜蜂被害については、水稻のカメムシ防除の時期に多く、殺虫剤に直接暴露したことが原因である可能性が高いと示唆された。また、被害防止に効果的な対策としては、農薬使用者と養蜂家の間の情報共有、巣箱の設置場所の工夫・退避、農薬の使用の工夫（散布する時間帯や剤型の工夫）が明らかになった。 ○当該調査の結果を踏まえた対策について周知・指導（平成28年7月、「平成28年度の蜜蜂被害軽減対策の推進について」（平成28年7月7日付け消費・安全局農産安全管理課長及び生産局畜産部畜産振興課長連名通知）を発出）。また、農薬による蜜蜂の被害を減らすための対策の推進等の取組を、「農薬による蜜蜂の危害を防止するための我が国の取組」としてQ&Aを作成（平成28年11月）し、定期的に見直しを実施。 ○以降、発生状況を踏まえて対策の有効性を毎年検証し、都道府県の状況に応じきめ細やかに指導を実施。 【参考】平成30年度以降の調査結果の概要 ・農薬による蜜蜂被害は、平成30年度21件、令和元年度43件、令和2年度29件、令和3年度15件、令和4年度20件、令和5年度10件。	・引き続き農薬による蜜蜂被害軽減に向け、養蜂業を所管する畜産部局との連携を強化しつつ、被害防止策の徹底を指導。 ・継続して被害が報告されている都道府県での要因分析を行い、指導を強化。 ・法改正により充実した農薬蜜蜂影響評価に基づく新しい使用方法が、今後、現場に普及することも踏まえ、引き続き、被害状況を注視していく必要。

事項	施行状況	課題・今後の対応方向
・農薬の適正使用 ③残留農薬のモニタリング	○農薬の使用にあっては登録された使用方法を遵守するよう指導しているところ。農薬が生産現場で適正に使用されているかどうかを確認するため、また、農薬を適正に使用すれば残留基準値を超過しないことを確認するため、農薬の使用状況及び残留状況について調査を実施。 ○これまでの調査において、残留基準値を超過する事例が何件かあったが、いずれも不適正使用（誤った使用量や希釈倍率等）を原因とするものがほとんどであり、農薬を適正に使用する限りにおいては残留基準値を超過しないことを確認。 【参考】平成30年度以降の調査結果の概要 ・不適正使用の件数は、平成30年度1/476件、令和元年度1/480件、令和2年度0/393件、令和3年度2/478件、令和4年度1/469件。不適正使用の主たる内容は、誤った使用量又は希釈倍数による使用。 ・残留農薬基準値超過の件数は、平成30年度2/2,896検体、令和元年度0/3,387検体、令和2年度0/1,786検体、令和3年度1/2,650検体、令和4年度0/2,395検体。 （※検体数は1試料検体について2種類の農薬を分析した場合2検体として計上） ・不適正使用が認められた農家に対しては、適正使用の指導を実施。	・引き続き適正な農薬使用を指導。 ・従来とは異なる出荷体系（摘果果実の出荷等）や新しい使用方法（スマート技術等）等にも対応したモニタリングにも着手したところであり、引き続き、現場での使用方法に則した形で実施。

事項	施行状況	課題・今後の対応方向
・農薬の適正使用 ④土壌くん蒸剤（適正使用の徹底）	○土壌くん蒸剤であるクロルピクリンは、土壌病害虫に対して非常に高い効果を示す一方で、成分の性質上揮発性が高く催涙を伴う強い刺激臭があり、安全な使用のためにも使用方法を遵守することが非常に重要。しかしながら、特に使用時の被覆が不十分、防護装備が正しく着用されていないこと等による使用者や周辺住民の事故が毎年一定数発生している状況。 ○これまで、ポスターによる啓発や農薬危害防止運動をはじめとして農薬の適正使用の指導を行ったほか、類似事案の発生防止のために、処理後速やかな被覆の実施や適切な被覆資材の選択、周辺住民等への説明・事前周知等による被害防止対策等について徹底するよう、再度強く指導。 ・「被覆を要する土壌くん蒸剤の適正な取扱いの徹底について」（令和2年3月11日付け元消安第5645号） ・「被覆を要する土壌くん蒸剤の使用実態等に基づく適正な取扱いの徹底について」（令和2年7月15日付け2消安第1758号） ・「被覆を要する土壌くん蒸剤の適正な取扱いの再徹底について」（令和6年2月14日付け5消安第6645号） ・「クロルピクリン剤による農薬事故防止に対する更なる対策について」（令和6年11月5日付け6消安第4401号） 【参考】平成30年度以降の事故事案 ・人への事故被害は平成30年度7件、令和元年度5件、令和2年度5件、令和3年度6件、令和4年度3件。主たる事故原因は例年、使用時の無被覆及び被覆不十分。 ・直近の事故としては、学校での臭気被害が発生（令和6年1月）。	・業界団体と連携し、使用時に被覆を行う旨を購入時に記入するチェックシートを普及するとともに、都道府県等と連携し、引き続き適正使用を推進。 ・科学的根拠に基づいた健康被害防止策を検討するため、大気中への拡散状況や周辺住民の暴露等に関するデータを収集。

事項	施行状況	課題・今後の対応方向
・農薬の適正使用 ⑤いわゆる疑義資材への対応	○農薬の登録を受けることなく、何らかの形で農作物等への使用が推奨され、かつ、農薬としての効能効果を標榜しているか、又は成分や使用方法からみて農薬に該当しうるもの（いわゆる疑義資材）について、流通・生産現場における使用を防止するため、従前から、製造者や販売者等に対して指導を行ってきたところ。 ○疑義資材の情報について、都道府県・農政局等からの情報提供のほか、広く国民から情報を受け付ける窓口（農薬目安箱）を農林水産省ホームページに設置して広く情報収集。 ○近年では、殺虫効果を有する資材が輸入され、生産現場で使用されている旨の疑義情報の提供を受け、立入検査を行い、当該資材の回収・処分について指導（令和5年8月、令和6年7月）するとともに、都道府県等に対して疑義資材に係る注意喚起を実施。また、農薬使用者に対しても、毎年実施している農薬危害防止運動等を活用し、疑義資材を使用しないよう指導。	・引き続き、製造者や販売者に対し、疑義資材を流通等させないように適切に指導。 ・また、引き続き、農薬使用者に対し、生産現場において、農作物等を病害虫や雑草から保護したい場合には、登録を受けた農薬を使用する必要があることについて指導。
○製造者、使用者、消費者に向けた取組 みどりの食料システム戦略への対応	○農林水産省は、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現する「みどりの食料システム戦略」を策定（令和3年5月）。 ○重要業績指標として、「スマート防除技術体系の活用や、リスクの高い農薬からリスクのより低い農薬への転換を段階的に進めつつ、化学農薬のみに依存しない総合的な病害虫管理体系の確立・普及等を図ることに加え、2040年までに、多く使われているネオニコチノイド系農薬を含む従来の殺虫剤を使用しなくてもすむような新規農薬等の開発により、2050年までに、化学農薬使用量（リスク換算）の50%低減を目指す。」としたところ。 ○化学農薬使用量（リスク換算）の具体的な算出方法について、農業資材審議会農薬分科会の議論を踏まえ決定（令和3年6月）。 ○2022年農薬年度の化学農薬使用量（リスク換算）は、基準年である2019農薬年度のリスク換算値と比べ4.7%減となっているところ。	・引き続き、総合防除の推進、化学農薬を使用しない有機農業の面的拡大、リスクのより低い化学農薬や抵抗性品種等の開発等を推進。